

一般社団法人 婦人発明家協会 商品審査要項

協会会員が「なるほど」商品とし、協会の開催する即売会などで販売するためには事前に商品審査を受けて頂きます。

| | |
|-----------|--|
| 商品審査申請の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ❑ 一般社団法人 婦人発明家協会の会員であること（まずはご入会下さい） ❑ 商品となっていること（アイデアの段階や未完成の試作品では申請できません） ❑ 次の1または2であること <ul style="list-style-type: none"> ①何らかの出願を済ませている（登録していなくても問題ありません） ②自身の市場商品として既に広く販売した実績があると認められる |
| 商品審査の時期 | <ul style="list-style-type: none"> ❑ 商品審査はほぼ毎月一回開かれる理事会で随時行っております。 ❑ 但し、なるほど展の即売会で販売を希望される場合は期限にご注意下さい。 ❑ 準備の都合上、なるほど展のおよそ2ヶ月前を目処に商品審査の期限を設けます。 |
| 商品審査の手順 | <ul style="list-style-type: none"> ❑ 1. 未入会の方はまずご入会ください。 ❑ 2. 商品審査申込用紙に記入してFAX【03-3812-9671】して下さい。 商品審査申込用紙は、ウェブページからダウンロードできます。（会員には定期的に送付） ❑ 3. 事務局からの返事で荷物の到着日などの指定を確認する。 万一連絡がない場合は事務所に電話してください（平日10時～17時） ❑ 4. 商品サンプルを送る。 指定された期日を守って下さい 宛先は【112-0002 東京都文京区小石川2-23-14-905 社団法人 婦人発明家協会】 発送伝票には商品審査サンプルと明記してヤマトの宅急便発送してください 販売時に商品に添付する印刷物（材料名、生産国、サイズなどを記入）も同送する 発送後、ヤマトの荷物問い合わせ番号をFAXでお知らせ下さい |
| 審査結果について | <ul style="list-style-type: none"> ❑ 商品審査の結果は、随時お知らせ申し上げます。 ❑ 条件付きの合格や改善点のご提案などを記載することがありますのでご留意願います。 ❑ 不合格の理由が記載された場合、その理由を排除すれば再審査の上で合格となることもあります。 ❑ 審査結果は、特許の取得や商品の仕上がり状態、お客様のクレーム、などにより変更にあることがあります。 ❑ 商品や知財の問題についてはご本人が責任をもって対処して下さい。協会は一切の責任を負いません。 |

* この審査要項は予告なく変更されることがございます。

2016年1月8日